

奈良県告示第四百四十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき県営土地改良事業（県営畑地帯総合整備事業・栃原地区）計画を定めたので、同条第五項の規定により、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和三年八月十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 縦覧期間

令和三年八月二十日から同年九月九日まで

二 縦覧場所

下市町役場